

大市総第16号
令和2年5月29日

大村市議会議長
大村市議会議員
大村市各行政委員会委員長 殿
大村市監査委員
各報道機関

大村市長 園田裕史

市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第115号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年5月29日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 令和2年6月8日（月） 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

第 3 4 号議案	大村市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例…	(1)
第 3 5 号議案	大村市税条例等の一部を改正する条例……………	(3)
第 3 6 号議案	大村市手数料条例の一部を改正する条例……………	(1 6)
第 3 7 号議案	大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	(1 7)
第 3 8 号議案	大村市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例…	(2 0)
第 3 9 号議案	大村市介護保険条例の一部を改正する条例……………	(2 1)
第 4 0 号議案	大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例……………	(2 2)
第 4 1 号議案	大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	(2 4)
第 4 2 号議案	大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例……………	(2 6)
第 4 3 号議案	動産の買入れについて……………	(2 7)
第 4 4 号議案	工事施行に関する基本協定の締結について……………	(2 8)
第 4 5 号議案	専決処分の承認について（大村市国民健康保険条例の一部を 改正する条例）……………	(2 9)
第 4 6 号議案	専決処分の承認について（大村市介護保険条例の一部を改正 する条例）……………	(3 2)
報告第 1 0 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること について）……………	(3 5)
報告第 1 1 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること について）……………	(3 7)
報告第 1 2 号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）…	(3 9)
第 4 7 号議案	専決処分の承認について（令和元年度大村市一般会計補正予算（第 8 号））	
第 4 8 号議案	専決処分の承認について（令和 2 年度大村市一般会計補正予算（第 1 号））	
第 4 9 号議案	専決処分の承認について（令和 2 年度大村市一般会計補正予算（第 2 号））	
第 5 0 号議案	令和 2 年度大村市一般会計補正予算（第 3 号）	

- 報告第13号 令和元年度大村市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越しの報告について
- 報告第14号 令和元年度大村市工業団地整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越しの報告について
- 報告第15号 令和元年度大村市水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について
- 報告第16号 令和元年度大村市工業用水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について
- 報告第17号 令和元年度大村市下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について
- 第51号議案 損害賠償の額を定め和解することについて……………（41）

第34号議案

大村市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大村市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大村市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改め、同条第6項中「差引いた額」を「差し引いた額」に、「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

附則第4条第7項第2号中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改め、同条第8項中「差引いた額」を「差し引いた額」に、「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400円」を「12,440円」に、「13,300円」を「13,320円」に、「10,600円」を「10,670円」に、「11,500円」を「11,550円」に、「8,800円」を「8,900円」に、「9,700円」を「9,790円」に改め、同表備考1中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大村市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた大村市消防団員等公

務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和2年6月8日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、補償基礎額の引上げ等の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

第35号議案

大村市税条例等の一部を改正する条例

(大村市税条例の一部改正)

第1条 大村市税条例（昭和25年大村市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第26条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第28条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第28条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第28条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第32条の6第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第36条第11項を同条第14項とし、同条第10項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第9項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第8項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第6項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項を同条第8項とし、同条第4項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、

「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）としてこれを」を「とみなして、」に、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第36条第2項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第36条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。
- 3 第1項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。

第54条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第54条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第55条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって、」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第76条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第76条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第78条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第80条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする

製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第80条第1項中「第78条第2項」を「第78条第3項」に改める。

第118条第6項中「第36条第4項」を「第36条第7項」に改める。

附則第5項から附則第5項の5までの規定、附則第6項及び附則第9項中「又は法」を「又は」に改め、附則第10項中「法附則第15条から第15条の3の2までの」を「法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の」に、「第36条第5項」を「第36条第8項」に、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」を「又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」に改め、附則第10項の3を削り、附則第10項の4中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を附則第10項の3とし、附則第10項の5を附則第10項の4とし、附則第10項の6中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を附則第10項の5とし、附則第10項の7中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を附則第10項の6とし、附則第10項の8中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を附則第10項の7とし、附則第10項の9中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を附則第10項の8とし、附則第10項の10中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を附則第10項の9とし、附則第10項の11中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を附則第10項の10とし、附則第10項の12中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を附則第10項の11とし、附則第10項の13中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を附則第10項の12とし、附則第10項の14を削り、附則第10項の15中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を附則第10項の13とし、附則第10項の16中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を附則第10項の14とし、附則第10項の17中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を附則第10項の15とし、附則第10項の18

中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を附則第10項の16とし、同項の次に次の1項を加える。

10の17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10項の19中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を附則第10項の18とし、附則第10項の20中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を附則第10項の19とし、附則第10項の21中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を附則第10項の20とし、附則第10項の22中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を附則第10項の21とし、附則第10項の23を削り、附則第10項の24中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を附則第10項の22とし、附則第10項の25中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を附則第10項の23とし、附則第10項の26中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を附則第10項の24とし、同項の次に次の1項を加える。

10の25 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10項の27を附則第10項の26とし、同項の次に次の1項を加える。

10の27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

附則第10項の29中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改め、附則第11項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この項及び次項において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この項及び次項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、附則第11項の2中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」

に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改め、附則第14項中「令和3年度」を「令和6年度」に改め、附則第15項中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改め、附則第19項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、附則第21項の2及び附則第21項の3中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、附則第21項の3の2中「第35条の2」を「第35条の3」に改め、附則第34項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改め、附則に次の3項を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

42 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

43 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次項において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第26条の6の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

44 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第13項の7の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 大村市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10項中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改め、附則第10項の27中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

第3条 大村市税条例の一部を次のように改正する。

第12条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書」を「第321条の

8第34項及び第35項の申告書」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第13条中「及び第4項」を削る。

第16条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第24条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第24条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第32条の6第10項から第12項まで」を「第32条の6第9項から第16項まで」に改める。

第24条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第32条の6第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第

10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第32条の7第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第34条第4項から第6項までを削る。

第76条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第11項の2中「及び第4項」を削る。

（大村市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 大村市税条例等の一部を改正する条例（令和元年大村市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち第17条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

(大村市都市計画税条例の一部改正)

第5条 大村市都市計画税条例(昭和35年大村市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第2項を削り、附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を附則第2項とし、附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を附則第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第47項の条例で定める割合)

4 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第6項から附則第10項までの規定及び附則第12項中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、附則第14項中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に、「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法」を「又は」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第6条 大村市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第14項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中大村市税条例第76条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中大村市税条例第17条第1項第2号、第26条の2及び第28条の2第1項ただし書の改正規定、附則第11項、附則第11項の2、附則第19項、附則第21項の3の2及び附則第34項の改正規定、附則に3項を加える改正規定（附則第43項及び附則第44項に係る部分に限る。）並びに第2条、第6条、次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第3条中大村市税条例第76条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の大村市税条例（以下「新条例」という。）附則第11項及び附則第11項の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第17条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第26条の2及び第28条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第28条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2

年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第16条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)とする。

4 新条例第28条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第28条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第28条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の大村市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第36条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例第54条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第8条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の大村市都市計画税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（大村市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第9条 大村市税条例等の一部を改正する条例（平成30年大村市条例第24号）の

一部を次のように改正する。

附則第8条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第10条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

令和2年6月8日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、未婚のひとり親に対し、ひとり親控除を適用するとともに、所有者不明土地等を所有している相続人等の申告の制度化その他所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

第 3 6 号議案

大村市手数料条例の一部を改正する条例

大村市手数料条例（平成 1 2 年大村市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 個人番号の通知カードの再交付の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による個人番号の通知カードの廃止に伴い、個人番号の通知カードの再交付に係る手数料を廃止するため、この条例案を提出するものである。

第 37 号議案

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大村市国民健康保険条例（昭和 34 年大村市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(5) その他市長が特別の理由があると認める者

第 28 条第 2 項ただし書中「前項第 3 号」を「前項第 3 号から第 5 号までのいずれか」に改める。

附則第 8 項及び第 9 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加え、附則に次の 6 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

22 給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日までの期間について、傷病手当金を支給する。

23 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。）の 3 分の 2 に相当する金額（その金額に、50 銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、そ

の金額とする。

24 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

25 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、附則第23項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

26 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額を、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

27 前項の規定により本市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第8項及び第9項の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

2 改正後の第28条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

3 改正後の附則第22項から第27項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

令和2年6月8日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者等に対し国民健康保険税を減免することができるようにするとともに、当該感染症に感染した被保険者等に傷病手当金を支給するため、この条例案を提出するものである。

第 38 号議案

大村市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

大村市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年大村市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 広域連合条例附則第 5 条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等の傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務を行うため、この条例案を提出するものである。

第 39 号議案

大村市介護保険条例の一部を改正する条例

大村市介護保険条例（平成 12 年大村市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。
第 8 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 8 条の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者等に対する介護保険料の減免に係る申請期限の特例を定めるため、この条例案を提出するものである。

第40号議案

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大村市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号」を「次のいずれかに該当するときは、第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月8日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、家庭的保育事業者等における連携施設の確保及び居宅訪問型保育の提供に関する規定について改正を行うため、この条例案を提出するものである。

第 4 1 号議案

大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大村市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 4 2 条第 4 項中「特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号」を「次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第 4 2 条第 5 項中「前項」の次に「（第 2 号に係る部分に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の改正に伴い、特定地域型保育

事業者における連携施設の確保に関する規定について改正を行うため、この条例案を提出するものである。

第 4 2 号議案

大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大村市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「指定都市」の次に「若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）の改正に伴い、放課後児童支援員の資格に関する規定について改正を行うため、この条例案を提出するものである。

第43号議案

動産の買入れについて

次のとおり動産を買い入れる。

- 1 買い入れる動産 消防ポンプ自動車
- 2 買入れの方法 指名競争入札
- 3 買 入 れ 金 額 21,461,000円
- 4 買入れの相手方 大村市平町1933番地
株式会社ナカムラ消防化学
代表取締役 中村 康祐
- 5 納 入 期 限 令和3年1月31日

令和2年6月8日提出

大村市長 園 田 裕 史

第44号議案

工事施行に関する基本協定の締結について

次のとおり工事施行に関する基本協定を締結する。

- 1 工 事 名 大村線竹松・諏訪駅間新大村（仮称）新駅他新設工事
- 2 協 定 金 額 769,454,000円
- 3 協定の相手方 福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 青柳 俊彦
- 4 竣 工 期 限 令和4年9月30日

令和2年6月8日提出

大村市長 園 田 裕 史

第45号議案

専決処分の承認について

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和2年6月8日提出

大村市長 園田裕史

専決第13号

専 決 処 分 書

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

大村市長 園田裕史

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大村市国民健康保険条例（昭和34年大村市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項ただし書中「610,000円」を「630,000円」に改め、同条第4項ただし書中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第25条中「610,000円」を「630,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改め、同条第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同条第3号中「510,000円」を「520,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大村市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第46号議案

専決処分の承認について

大村市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和2年6月8日提出

大村市長 園田裕史

専決第12号

専 決 処 分 書

大村市介護保険条例の一部を改正する条例について、緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月30日

大村市長 園 田 裕 史

大村市介護保険条例の一部を改正する条例

大村市介護保険条例（平成12年大村市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「26,100円」を「20,880円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「43,500円」を「34,800円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「50,460円」を「48,720円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

報告第10号

専決処分の報告について

公用車の物損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和2年6月8日提出

大村市長 園田裕史

報告第11号

専決処分の報告について

大村市立小学校内における窓の落下事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和2年6月8日提出

大村市長 園田裕史

報告第12号

専決処分の報告について

議会の議決を経て締結した工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和2年6月8日提出

大村市長 園田裕史

専決第11号

専 決 処 分 書

令和2年2月28日の大村市議会定例会において締結の議決を受けた「東浦漁港海岸保全施設（離岸堤）整備工事」に係る工事請負契約の契約金額を次のとおり変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第8号の規定により専決処分する。

令和2年3月23日

大村市長 園 田 裕 史

変更前 156,530,000円

変更後 164,179,400円（7,649,400円の増額）

